

まちづくり環境委員会 令和4年12月1・2日
環境清掃部 資料12番
所管 清掃事業課

第94号議案

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

「廃棄物処理手数料」、「動物死体処理手数料」を改定するため、一部改正を行う。

2 改正の概要

廃棄物処理手数料は、23区同一の金額で各区条例において定められており、4年に一度見直すこととされている。これに合わせて23区で手数料算定の基礎となる廃棄物処理原価を算定した結果、現行手数料との乖離を確認した。受益者負担の観点から処理原価と手数料との乖離を解消するため、「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に定める廃棄物処理手数料を改正する。

また、廃棄物処理手数料の改定時期に併せて、動物死体処理手数料についても改正を行う。

3 施行日

令和5年10月1日

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成11年条例第36号）新旧対照表

新	旧																				
<p>○大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例</p> <p>平成11年12月13日 条例第36号 令和2年12月14日第69号</p>	<p>○大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例</p> <p>平成11年12月13日 条例第36号 令和2年12月14日第69号</p>																				
<p>第1条から第78条まで（略）</p> <p>別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第50条、第53条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p>	<p>第1条から第78条まで（略）</p> <p>別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第50条、第53条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td style="text-align: right;">1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td> <td style="text-align: right;">1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 臨時に排出する占有者又は事業者</td> <td style="text-align: right;">1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、<u>3,200円</u>を限度として品目別に規則で定める。</td> </tr> <tr> <td>(4) 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者</td> <td style="text-align: right;">1キログラムにつき 9円50銭</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u>	(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u>	(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200円</u> を限度として品目別に規則で定める。	(4) 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td style="text-align: right;">1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td> <td style="text-align: right;">1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 臨時に排出する占有者又は事業者</td> <td style="text-align: right;">1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、<u>2,800円</u>を限度として品目別に規則で定める。</td> </tr> <tr> <td>(4) 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者</td> <td style="text-align: right;">1キログラムにつき 9円50銭</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>40円</u>	(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u>	(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2,800円</u> を限度として品目別に規則で定める。	(4) 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭
区分	手数料																				
(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u>																				
(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u>																				
(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200円</u> を限度として品目別に規則で定める。																				
(4) 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭																				
区分	手数料																				
(1) 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>40円</u>																				
(2) 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u>																				
(3) 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2,800円</u> を限度として品目別に規則で定める。																				
(4) 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭																				
<p>2 動物死体処理手数料</p> <p>動物の死体（25キログラム未満） 1頭につき <u>3,100円</u></p>	<p>2 動物死体処理手数料</p> <p>動物の死体（25キログラム未満） 1頭につき <u>3,000円</u></p>																				
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に改正前の大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）別表に規</u></p>																					

新	旧
<p><u>定する事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料を納付した者に旧条例第52条第1項の規定により交付している有料ごみ処理券については、令和5年10月31日までの間は、引き続きこれを使用することができる。</u></p>	